

小規模多機能型居宅介護 よつや正吉苑

重要事項説明書

(令和6年 4月 1日現在)

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-354-7711 (午前8:30~午後5:30)  
 担当 管理者 森部 みどり  
 介護支援専門員 森部 みどり

2. 事業所の概要

事業所の名称	小規模多機能型居宅介護 よつや正吉苑
事業所の管理者	森部 みどり
開設年月日	平成22年9月1日
介護保険事業者指定番号	1393800089
事業所所在地	〒183-0035 東京都府中市四谷4丁目46番地8号
電話番号及びFAX番号	電話042-354-7711 FAX 042-354-7717
サービス実施地域	日常生活圏域 第六地区(四谷・住吉町・分梅町・日新町・美好町3丁目・本宿町1~2丁目・西府町1~2、5丁目)・南町
交通の便	京王線 中河原駅からバス乗車 都営泉2丁目行き乗車、四谷四丁目バス停下車徒歩2分
敷地概要・面積	市有地無償貸与 第一種中高層住居専用地域 第一種低層住宅専用地域 1340, 30㎡ (建蔽率53, 79% 容積率87, 58%)
建物概要	構造:鉄筋コンクリート造2階建て 延べ床面積:970, 43㎡ (1階-628, 03㎡ 2階-342, 40㎡) 1階-小規模多機能型居宅介護、グループホーム1ユニット、地域交流スペース 2階-グループホーム1ユニット
損害賠償責任保険の加入先	あいおい損保保険会社
主な設備の概要	
宿泊室	5室 (定員5名)全室個室・うち1室は畳対応 各居室 (8, 52㎡)
食堂、居間	食堂22, 29㎡ 居間23, 29㎡ 合計45, 48㎡ (1人当たり3㎡)
トイレ	1階 車椅子対応トイレ 1箇所 洋式トイレ2箇所
浴室	1階小規模多機能型居宅介護1室
台所	1階小規模多機能型居宅介護1室

### 3. 事業の目的と運営方針

事業所の目的	住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
運営方針	<p>1. 要介護状態、または要支援状態となった利用者が、可能な限り住み慣れた自宅において自立した生活が営めるよう、身体の特徴を踏まえて、通いサービスを中心として、宿泊サービス及び訪問サービスを柔軟に組み合わせて、家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事等の介護や、その他日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。加えて、この援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、向上を目指す。</p> <p>2. 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。</p>

### 4. 事業実施地域、営業時間、定員等

営業日	営業日 年中無休
サービス提供時間	通いサービス（基本時間） 9：00～16：00 泊まりサービス（基本時間） 16：00～09：00 訪問サービス 24時間
通常の事業実施地域	府中市 生活圏域第六地区（四谷、住吉町、分梅町、日新町、美好町3丁目）南町、本宿町1～2丁目、西府町1～2・5丁目
定員	登録定員 29名 1日の通いサービスの利用定員は15名 1晩の宿泊定員5名

### 5. 職員の職種、員数及び職務内容等

#### ① 従事者の職種、員数及び職務内容

職種	常勤	非常勤	職務内容
管理者（介護支援専門員兼務）	1名		管理者は、事業所の従事者および業務の管理を行う。
介護支援専門員（管理者兼務）	1名		計画作成担当者は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう居宅サービス計画及び介護予防居宅サービス計画の作成、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成、地域包括支援センターや居宅介護サービス事業所等の他の関係機関との連絡、調整を行う。
介護職員	5名以上	5名以上	介護職員は、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、サービスの提供にあたる。（業務業況により増減員あり）
看護職員	1名以上		看護職員は、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者に対して日常的な健康管理を行う。

## ②主な職種の勤務の体制

職種	勤務体制	職種	勤務体制
管理者	8:30～17:30	介護従事者 及び 看護職員	昼間の体制 早番 7:00～16:00 日勤 8:30～17:30 遅番 10:00～19:00
介護支援専門員	8:30～17:30		夜間の体制 夜勤 16:00～ 9:00 宿直 17:30～ 8:30

## 6. 利用状況

利用者 定員	29名(登録制) 通い1日15名 泊まり1日5名
--------	--------------------------

## 7. サービスの内容

### (1) 通いサービス

事業所において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

#### 【提供時間】

9:00～16:00

※ 提供時間内での通いサービスの利用を原則とします。

※ 提供時間外に及ぶ滞在については個別の必要性により検討いたします。

#### ① 日常生活の援助

・利用者が有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことが出来るよう援助します。

#### ② 健康チェック

・血圧測定等、利用者の全身状態の把握を行います。

#### ③ 食事支援

・食事の提供及び必要な利用者には食事援助をします。  
・利用者と共に食事の準備や調理する機会をつくります。  
・食事サービスの利用は任意です。

#### ④ 入浴支援

・入浴又は清拭を行います。  
・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の援助を行います。  
・入浴サービスは任意です。

#### ⑤ 排泄支援

・利用者の状態に応じて適切な排泄の援助を行うと共に、排泄の自立についても考慮し適切な援助を行います。

#### ⑥ 送迎支援

・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

(2) 訪問サービス

【提供時間】

24時間対応

※ 訪問・滞在時間は、必要に応じて調整します。利用者の自宅に伺い、安否確認、服薬確認、見守りを中心として、援助を提供します。

(3) 泊まりサービス

【提供時間】

16:00～09:00

※ 通いのサービスの延長として宿泊可能です。

・通いと同じ施設に宿泊していただき、食事、入浴、排泄の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

(4) 相談、助言等のサービス

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行います。

8. 居宅サービス計画・小規模多機能型居宅介護<介護予防小規模多機能型居宅介護>計画の作成と記録

- (1) 多機能型居宅介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に居宅サービス計画、多機能型居宅介護<介護予防小規模多機能型居宅介護>計画を作成する。
- (2) 居宅サービス計画、多機能型居宅介護<介護予防小規模多機能型居宅介護>計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- (3) 居宅サービス計画、多機能型居宅介護<介護予防小規模多機能型居宅介護>計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得る。
- (4) 作成した多機能型居宅介護<介護予防小規模多機能型居宅介護>計画は利用者又はその家族に交付する。
- (5) 利用者に対し、多機能型居宅介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービス管理、評価を行う。
- (6) 居宅サービス計画、多機能型居宅介護<介護予防小規模多機能型居宅介護>計画作成後においても、常に計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う
- (7) 事業所は、居宅サービス計画、多機能型居宅介護<介護予防小規模多機能型居宅>計画に基づいたサービス提供について記録を作成し、契約終了後5年間は保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じて事業者内にて閲覧できるものとする。

9. 居宅介護支援の実施概要等

- (1) 介護支援専門員は、依頼を受けた利用者の居宅を訪問し、利用者およびそのご家族に面接を実施したうえで、解決しなければならない課題の分析を行い、その課題に沿った居宅サービス計画を策定しています。
- (2) 居宅サービス計画の策定にあたっては、当該地域における指定サービス事業者などに関する情報を提供し、サービスの選定には、利用者の意思を反映させるとともに、連絡調整にあたっては利用者の同意を確認します。
- (3) 利用者が、介護保険施設の利用を希望した場合は、介護保険施設の紹介その他必要な便宜を図っています。
- (4) 課題分析（アセスメント）については、個別性に配慮しつつ改善に向けて各項目情報を収集整理します。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の策定後においても、利用者およびそのご家族、居宅サービス事業者などとの連絡を継続的に行い、サービスの実施状況を把握するとともに、月1回以上の訪問を実施して、利用者の状態把握を行っています。また、要介護認定の有効期間についても確認を行い、必要な便宜を図っています。

- (6) 介護支援専門員は、利用者の状態の変化に応じて、また、要介護認定申請や居宅サービス計画の変更が必要な場合にも、居宅サービス事業者などと迅速な調整を行います。
- (7) 介護支援専門員は、カンファレンス会議の活用も踏まえ、「サービス担当者会議」を招集し、情報の共有を図るとともに関係者からの意見を求めています。
- (8) サービスの提供にあたっては、利用者の居宅などにおいて、利用者またはそのご家族に対して、サービス提供方法などを、理解しやすいように説明するとともにご相談に応じています。
- (9) サービス提供後のモニタリングなどにおいて、サービスに関わる苦情があった場合は、迅速に必要な対応を行います。
- (10) 在宅介護支援センター及び地域包括支援センターとの連携から、要介護高齢者のスムーズな介護保険制度の利用を図るとともに、地域のネットワークも活用することで生活全般を支援いたしております。

#### 10. (短期利用居宅介護)

- (1) 当事業所は、登録定員の範囲内で、短期間の短期利用居宅介護を提供する。
- (2) 利用者の状態や家族等の事情により指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に利用することが必要と認めた場合にサービスを提供する。
- (3) 利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとする。
- (4) 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が複合型サービス計画を作成することとし、小規模多機能型介護サービス計画に従いサービスを提供する。

#### 11. サービス利用料金

- (1) 事業所が提供する多機能型居宅介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときには、その法令の定める負担割合分の支払いを受けるものとする。（別紙料金表）なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬の告示の額とする。
- (2) 次に掲げる項目については、介護報酬とは別に利用料金の支払いを受ける。

食事の提供に要する費用	朝食300円・昼食550円・夕食650円・おやつ100円
宿泊に要する費用	1泊2,400円
おむつ代	実費
通常の事業実施地域以外の地域居宅において、訪問サービスを提供する場合の交通費	① 事業所から10km未満 0円 ② 事業所から10km以上15km未満 300円 ③ 事業所から15km以上20km未満 400円
通常の事業実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行った場合の費用	① 事業所から10km未満 0円 ② 事業所から10km以上15km未満 片道150円 ③ 事業所から15km以上20km未満 片道200円
レクリエーション、行事活動	利用者の希望により、個別の趣味活動での材料費等や行事の外出などでの買い物等は実費

※上記に掲げるもののほか、小規模多機能型居宅介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収します。

### (3) 支払い方法

- ① 毎月 15 日までに前月分の利用料を請求いたしますので、当月末日以内にお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行します。  
お支払方法は、口座自動振替、銀行振込、現金払いの 3 通りの中からご契約の際選ぶことができます。
- ② 多機能型居宅介護の提供開始に際し、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得るものとする。
- ③ 費用を変更する場合には、前項と同様に利用者又はその家族に事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得るものとする。

### 1 2. 利用にあたっての留意事項

- (1) 利用者及びその家族は、多機能型居宅介護の提供を受ける際、医師の診断や日常生活上の留意点、利用当日の健康状態等を事業所に連絡し、心身の状態に応じたサービスの提供を受けるように留意する。
- (2) 事業所は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
  - ① 体調に変化が生じた際は速やかに申し出る。
  - ② 他者の迷惑にならないように配慮する。
  - ③ 施設、設備の利用については事業所からの指示を守る。
  - ④ ペットは持ち込まない。

### 1 3. 身体的拘束等の禁止

- (1) 事業所は、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。ただし、当核利用者又は他の利用者等の生命又は身体を確保するため、緊急やむを得ない場合を除く。
- (2) 前項の身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の様態及び目的、身体的拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。
- (3) 前項の身体的拘束等を行う場合には、管理者及び計画作成担当者、その他従事者により検討会議等を行う。また、経過観察記録を整備する。
- (4) 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
  - ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催し、その結果について介護職員、その他の従業者に周知徹底を図る。
  - ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - ③ 介護職員、その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的で開催する。

### 1 4. 秘密保持

- (1) 事業所は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報並びに秘密事項を第三者に漏洩してはならない。
- (2) 事業者は、従事者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報並びに秘密事項の保持については個人情報管理規定に定める。

### 1 5. 従業者の環境の確保

事業者は、適切な介護福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

16. 緊急時の対応方法

- (1) 従事者は多機能型居宅介護の提供中に利用者の病状等の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずると共に、ご家族及び管理者に連絡の上、その指示に従うものとする。又、必要に応じて救急要請等を行う。
- (2) 従業者は、多機能型居宅介護の提供中に天災、その他の災害が発生した場合には、利用者の避難等の必要な措置を講ずると共に、ご家族及び管理者に連絡の上、その指示に従うものとする。

17. 事故発生時の対応

多機能型居宅介護の提供中に事故が発生した場合は、速やかに区市町村、ご家族に連絡すると共に、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故については、損害賠償を速やかに行います。

(緊急時・事故発生時の連絡先)

主治医	病院・診療所名	
	医師氏名 (科目)	( )
	住所	
	電話番号	
ご家族等	①氏名 (続柄)	( )
	電話番号	
	勤務先又は携帯番号	
	②氏名 (続柄)	( )
	電話番号	
	勤務先又は携帯番号	

18. 虐待の防止のための措置

- (1) 虐待防止に関する責任者 管理者 森部 みどり
- (2) 虐待防止のための指針を整備するとともに、虐待防止のための対策を行う検討委員会、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的で開催する。
- (3) 当事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じると共に、虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

19. 協力医療機関

協力病院 : 共済会櫻井病院 電話 042-362-5141

20. 非常災害対策

- (1) 災害時の対応 「よつや正吉苑消防計画」に基づき対応します。また、地元自治会と近隣防災協定を締結し、相互訓練を通じて災害時に対応します。
- (2) 防災設備 消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常放送設備、誘導等、火災報知設備、フード等簡易自動消火設備等を備え付けています。また、施設内のカーテンは防災用品を使用しています。

- (3) 防災訓練 「よつや正吉苑消防計画」に基づき、夜間想定及び日中想定 of 防災訓練を利用者参加で実施します。また、職員の継送訓練も実施し、災害時に職員が参集する訓練も実施します。その上、大地震等の自然災害、感染症の蔓延等、あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できるよう計画（BCP）を策定し、研修の実施、訓練を定期的に行います。

(4) 防火管理者

## 21. 衛生管理について

- (1) 事業所の設備及び備品等については、消毒等の衛生的な管理に努め、又飲用に供する水について衛生の管理に必要な措置を講じると共に、常に衛生管理に留意するものとする。  
従業者に対して手洗い、うがいを励行する等、衛生教育の徹底を図っていきます。
- (2) 事業所における感染症（O-157、ノロウイルス、インフルエンザ）等の発生、蔓延の防止に必要な措置を講じるものとする。  
感染症対策マニュアルを整備し、従業者に周知徹底します。また、従業者への衛生管理に関する研修を行います。  
感染症対策委員会を年2回以上開催し、研修とシュミレーション訓練を各1回開催します。

## 22. 運営推進会議

利用者、利用者家族、事業所が所在する区市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、おおむね2ヵ月に1回以上運営推進会議を開催し、活動状況を報告、運営推進会議で評価を受けると共に、要望や助言等を聞く機会を設けます。

その報告、評価、要望、助言等について記録を作成すると共に、それを公表するものとします。

## 23. サービス内容に関する相談・苦情

### (1) よつや正吉苑（別紙「相談・苦情対応フロー（よつや正吉苑）」）

小規模多機能型居宅介護よつや正吉苑の相談・苦情の窓口は下記の職員です。

- ・ 苦情解決責任者 稲村 厚志 電話 042-354-7711

※受付は平日の8:30~17:30（不在の場合がありますので来苑を希望される方も予め電話でのご連絡をお願いします。）

- ・ 苦情受付担当者 森部 みどり 電話 042-354-7711

※受付は平日の8:30~17:30（不在の場合がありますので来苑を希望される方も予め電話でのご連絡をお願いします。）

相談・苦情については苦情受付担当者が承りますが、不在の場合等、基本的にはどの職員でも承り、苦情解決責任者に報告します。

苦情解決責任者は利用者への対応改善や、申出者への返答等、必要な処置を講じます。

苦情解決責任者は原因を分析し、再発防止に努めます。

### (2) 苦情第三者委員会（別紙「相談・苦情対応フロー（よつや正吉苑）」）

「府中市立よつや苑」及び「よつや正吉苑」として苦情第三者委員会を設置しています。苦情第三者委員会は職員ではありません。

苦情第三者委員会への苦情申出については、府中市立よつや苑内に事務局として以下の職員を配置し承ります。

事務局が苦情第三者委員会に申出内容を連絡します。

- ・ 苦情第三者委員会事務局 金本 真幸 電話 042-334-8133

※受付は平日の8:30~17:30（不在の場合がありますので来苑を希望される方も予め

電話でのご連絡をお願いします。)

(3) その他

上記以外に区市町村等に苦情窓口があります

・府中市福祉保健部介護保険課 電話 042-335-4030

・東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口

電話 03-6238-0177

対応時間 平日9:00~17:00

24. 当法人の概要

別紙「当法人の概要」をご参照ください。

25. 第三者評価

第三者評価の実施の有無 : 無

令和 年 月 日

小規模多機能型居宅介護の提供開始にあたり、利用者に対して、契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

住所 〒206-0823

東京都稲城市平尾四丁目16番地の1

法人名 社会福祉法人正吉福祉会

代表者名 理事長 櫻井 千馨 印

住所 〒183-0035

東京都府中市四谷4-46-8

事業所名 小規模多機能型居宅介護 よつや正吉苑

説明者

氏名 森部みどり

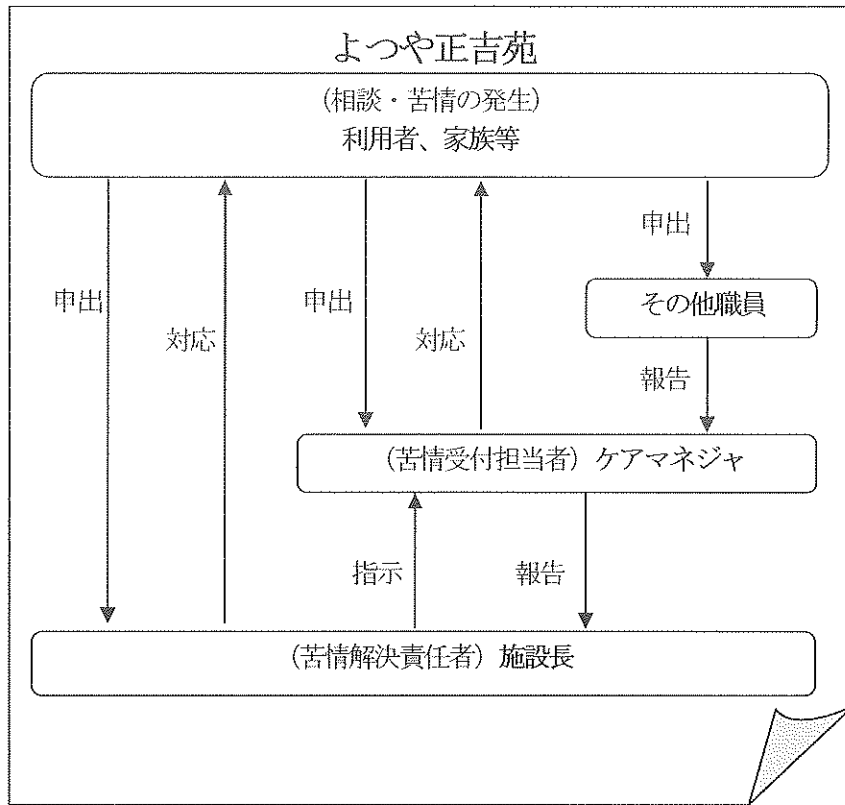
私は、契約書および本書面により、事業者から小規模多機能型居宅介護についての重要事項の説明を受け確認し同意します。

利用者 住所  
氏名

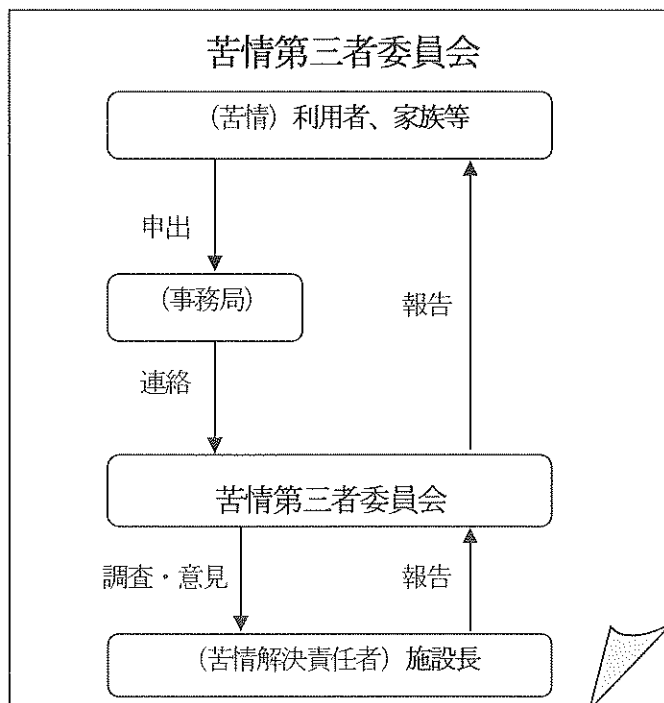
(代理人) 住所  
氏名

□. 相談・苦情対応フロー (別紙)

相談・苦情対応フロー (よつや正吉苑)



- ・申出の受付担当者はケアマネジャーですが、基本的にどの職員でも承ります。
- ・解決責任者の施設長に全て報告します。
- ・解決責任者は利用者への対応改善や、申出者への返答等の必要な処置を講じます。
- ・解決責任者は原因を分析し、再発防止に努めます。
- ・申出から対応までは記録に残します。
- ・必要に応じて、市区町村等へ報告します。



- ・苦情第三者委員会は職員ではない第三者的な立場で対応します。
- ・受付は府中市立よつや苑の総務責任者が「事務局」として行います。
- ・申出は文書か、口頭での申出を代筆することも可能です。
- ・事務局が苦情第三者委員会に申出内容を伝えます。
- ・苦情第三者委員会は調査を行い、結果を報告します。
- ・苦情第三者委員会は必要な場合には、施設長等に改善への意見を述べ、その結果報告を求めます。

介護予防認知症対応型共同生活介護

料金表

1. 基本料金		介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)		よつや正吉苑 単位円/日
要介護区分	単位数	費用額(10割)	利用者負担額(1割)	
要支援2	749	7,999	800	

2. 加算について  
<体制加算> 単位円/日

項目	加算内容	単位数	費用額(10割)	利用者負担額(1割)
サービス提供体制加算(Ⅰ)	①②のいずれかが該当 ①介護福祉士が70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	+22/日	234	24
サービス提供体制加算(Ⅱ)	介護福祉士が60%以上	+18/日	192	20
サービス提供体制加算(Ⅲ)	以下のいずれかに該当 ①介護福祉士50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上30%以上	+6/日	64	7
夜間支援体制加算(Ⅱ)	①通常の配置に加え、0.9名以上の介護従事者、または宿直者を配置 ②見守り機器の導入割合が10% ③入居者の安全、サービスの質、職員の負担軽減を検討するための委員会の設置・運営	+25/日	267	27
口腔衛生管理体制加算	歯科医師、又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に口腔ケアに係わる技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合。	+30/月	320	32
認知症専門ケア加算Ⅰ	・認知症生活自立度Ⅲ以上の方が1/2以上 ・認知症介護実践リーダー研修を1名以上配置 ・認知症に関する留意事項の伝達又は技術指導会議を定期的実施 ・認知症ケアに関する専門性の高い看護師の配置	+3/日	32	4
認知症専門ケア加算Ⅱ	・上記の要件を満たし、かつ ・認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置 ・介護、看護職員ごとの研修計画を作成し実施 ・認知症ケアに関する専門性の高い看護師の配置	+4/日	42	5
栄養管理体制加算	管理栄養士が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的な助言や指導を行う。	+30/月	320	32
科学的介護推進体制加算	・データは少なくとも3ヶ月に1回は提出。 ・入力項目の定義の明確化や、他の加算と共通する項目の選択肢を統一化。 ・同一の利用者に複数の加算を算定する場合に、一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一	+40/月	427	43
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	Ⅱの要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の成果が確認されていること。 ・テクノロジーを複数台導入 ・介護助手等の活用	+100/月	1,068	107

生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	・利用者の安全、介護サービスの質確保、職員の負担軽減を講じたうえで、生産性向上の活動を継続的に実施。 ・1つ以上のテクノロジーを導入。 ・業務改善のデータ提出。	+10/月	106	11
----------------	--	-------	-----	----

<実績による加算>

項目	加算内容	単位数	費用額(10割)	利用者負担額(1割)
初期加算	入所した日から30日間を算定	+30/日	320	32
退居時相談援助加算	退居時に退居後のサービスについて相談援助を行った場合	+400/回	4,272	428
退居時情報提供加算	医療機関に退所する入居者について、退所後の医療機関に情報提供	+250/回	2,670	267
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	①医療機関との間で新興感染症の対応を連携する体制が整っている ②協力医療機関と新興感染症以外の感染症発生時の連携体制が整っている ③医療機関や医師会が主催する研修会に年1回以上参加	+10/月	106	11
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	医療機関から3年に1回以上感染制御に係る実地指導を受けている	+5/月	53	6
新興感染症等施設療養費	入居者等が新興感染症に感染し、施設でサービスを提供した場合、月1回連続して5日間まで算定	+240/日	2,563	257
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	①入居者総数の1/2以上が日常生活に注意が必要な認知症状を有している。 ②認知症介護の指導に係る専門的な研修修了、または認知症ケアプログラムを含んだ研修修了者を1名以上配置し、複数の介護職員からなるチームを組んでいる。 ③対象者に対する評価を計画定期に行い、評価に基づくチームケアを実施。 ④認知症ケアについて、計画の作成、評価、振り返り、見直しを実施されている。	+150/月	1,602	161
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	上記①③④と認知症介護の専門的な研修修了者を1名以上配置し、複数の介護職員からなるチームを組んでいる。	+120/月	1,281	129
若年性認知症利用者受け入れ加算	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている	+120/日	1,281	129
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	医療提供施設の理学療法士等や医師からの助言体制の構築し、機能訓練指導員等が個別機能訓練計画を作成。	+100/月 ※3月に1回を限度	1,068	107
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	訪問、通所リハビリや医療機関の理学療法士等や医師が訪問を行う場合に算定。	+200/月	2,136	214
口腔・栄養スクリーニング加算	利用開始時及び利用中6月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認し、介護支援専門員に情報提供。	+20/回 ※6月に1回を限度	213	22

介護職員処遇改善加算

加算名	単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数に21.0%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数に22.8%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数に20.2%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数に22.0%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数に17.9%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数に14.9%を乗じた単位数

3. その他の料金

家賃	月額 70,000円 1日2300円 *月途中における入退居については日割り計算とします。 *入院期間中においては、家賃についてはお支払いただきます。(3ヶ月以内に退院される見込みで継続して入居希望の方)
共益費	月額 10,000円 1日320円 *月途中における入退居については日割り計算とします。
光熱水費	月額 18,000円 1日590円 *月途中における入退居については日割り計算とします。 *入院期間中においては、月額でのお支払いとなります。
食事材料費	1日 1200円 朝食 300円 昼食 400円 夕食 400円 おやつ 100円
医療費	実費 協力医療機関である、共済会櫻井病院による往診を希望される方の医療費も、実費精算になります。
おむつ代	実費(※ 要介護3以上の方は、府中市から助成が受けられます。)
理美容代	実費
シーツ代	実費

令和8年6月1日現在

事業所名 グループホーム よつや正吉苑  
説明者

氏名

私は、本書面により、事業者から認知症生活協同介護についての料金の説明を受け、上記の内容に同意いたします。

令和 年 月 日

利用者 氏名

代理人 氏名

続柄

保証人 氏名

続柄

介護予防認知症対応型共同生活介護

料金表

1. 基本料金		介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)		よつや正吉苑 単位円/日
要介護区分	単位数	費用額(10割)	利用者負担額(2割)	
要支援2	749	7,999	1,600	

2. 加算について  
<体制加算> 単位円/日

項目	加算内容	単位数	費用額(10割)	利用者負担額(2割)
サービス提供体制加算(Ⅰ)	①②のいずれかが該当 ①介護福祉士が70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	+22/日	234	47
サービス提供体制加算(Ⅱ)	介護福祉士が60%以上	+18/日	192	39
サービス提供体制加算(Ⅲ)	以下のいずれかに該当 ①介護福祉士50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上30%以上	+6/日	64	13
夜間支援体制加算(Ⅱ)	①通常の配置に加え、0.9名以上の介護従事者、または宿直者を配置 ②見守り機器の導入割合が10% ③入居者の安全、サービスの質、職員の負担軽減を検討するための委員会の設置・運営	+25/日	267	54
口腔衛生管理体制加算	歯科医師、又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に口腔ケアに係わる技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合。	+30/月	320	64
認知症専門ケア加算Ⅰ	・認知症生活自立度Ⅲ以上の方が1/2以上 ・認知症介護実践リーダー研修を1名以上配置 ・認知症に関する留意事項の伝達又は技術指導会議を定期的実施 ・認知症ケアに関する専門性の高い看護師の配置	+3/日	32	7
認知症専門ケア加算Ⅱ	・上記の要件を満たし、かつ ・認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置 ・介護、看護職員ごとの研修計画を作成し実施 ・認知症ケアに関する専門性の高い看護師の配置	+4/日	42	9
栄養管理体制加算	管理栄養士が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的な助言や指導を行う。	+30/月	320	64
科学的介護推進体制加算	・データは少なくとも3ヶ月に1回は提出。 ・入力項目の定義の明確化や、他の加算と共通する項目の選択肢を統一化。 ・同一の利用者に複数の加算を算定する場合に、一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一	+40/月	427	86
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	Ⅱの要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の成果が確認されていること。 ・テクノロジーを複数台導入 ・介護助手等の活用	+100/月	1,068	214

生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	・利用者の安全、介護サービスの質確保、職員の負担軽減を講じたうえで、生産性向上の活動を継続的に実施。 ・1つ以上のテクノロジーを導入。 ・業務改善のデータ提出。	+10/月	106	22
----------------	--	-------	-----	----

<実績による加算>

項目	加算内容	単位数	費用額(10割)	利用者負担額(2割)
初期加算	入所した日から30日間を算定	+30/日	320	64
退居時相談援助加算	退居時に退居後のサービスについて相談援助を行った場合	+400/回	4,272	855
退居時情報提供加算	医療機関に退所する入居者について、退所後の医療機関に情報提供	+250/回	2,670	534
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	①医療機関との間で新興感染症の対応を連携する体制が整っている ②協力医療機関と新興感染症以外の感染症発生時の連携体制が整っている ③医療機関や医師会が主催する研修会に年1回以上参加	+10/月	106	22
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	医療機関から3年に1回以上感染制御に係る実地指導を受けている	+5/月	53	11
新興感染症等施設療養費	入居者等が新興感染症に感染し、施設でサービスを提供した場合、月1回連続して5日間まで算定	+240/日	2,563	513
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	①入居者総数の1/2以上が日常生活に必要な認知症状を有している。 ②認知症介護の指導に係る専門的な研修修了、または認知症ケアプログラムを含んだ研修修了者を1名以上配置し、複数の介護職員からなるチームを組んでいる。 ③対象者に対する評価を計画定期に行い、評価に基づくチームケアを実施。 ④認知症ケアについて、計画の作成、評価、振り返り、見直しを実施されている。	+150/月	1,602	321
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	上記①③④と認知症介護の専門的な研修修了者を1名以上配置し、複数の介護職員からなるチームを組んでいる。	+120/月	1,281	257
若年性認知症利用者受け入れ加算	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている	+120/日	1,281	257
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	医療提供施設の理学療法士等や医師からの助言体制の構築し、機能訓練指導員等が個別機能訓練計画を作成。	+100/月 ※3月に1回を限度	1,068	214
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	訪問、通所リハビリや医療機関の理学療法士等や医師が訪問を行う場合に算定。	+200/月	2,136	428
口腔・栄養スクリーニング加算	利用開始時及び利用中6月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認し、介護支援専門員に情報提供。	+20/回 ※6月に1回を限度	213	43

介護職員処遇改善加算

加算名	単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数に21.0%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数に22.8%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数に20.2%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数に22.0%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数に17.9%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数に14.9%を乗じた単位数

3. その他の料金

家賃	月額 70,000円 1日2300円 *月途中における入退居については日割り計算とします。 *入院期間中においては、家賃についてはお支払いいただきます。(3ヶ月以内に退院される見込みで継続して入居希望の方)
共益費	月額 10,000円 1日320円 *月途中における入退居については日割り計算とします。
光熱水費	月額 18,000円 1日590円 *月途中における入退居については日割り計算とします。 *入院期間中においては、月額でのお支払いとなります。
食事材料費	1日 1200円 朝食 300円 昼食 400円 夕食 400円 おやつ 100円
医療費	実費 協力医療機関である、共済会櫻井病院による往診を希望される方の医療費も、実費精算になります。
おむつ代	実費(※ 要介護3以上の方は、府中市から助成が受けられます。)
理美容代	実費
シーツ代	実費

令和8年6月1日現在

事業所名 グループホーム よつや正吉苑  
説明者

氏名

私は、本書面により、事業者から認知症生活協同介護についての料金の説明を受け、上記の内容に同意いたします。

令和 年 月 日

利用者 氏名

代理人 氏名

続柄

保証人 氏名

続柄

介護予防認知症対応型共同生活介護

料金表

1. 基本料金		介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)		よつや正吉苑 単位円/日
要介護区分	単位数	費用額(10割)	利用者負担額(3割)	
要支援2	749	7,999	2,400	

2. 加算について  
<体制加算> 単位円/日

項 目	加算内容	単位数	費用額(10割)	利用者負担額(3割)
サービス提供体制加算(Ⅰ)	①②のいずれかが該当 ①介護福祉士が70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	+22/日	234	71
サービス提供体制加算(Ⅱ)	介護福祉士が60%以上	+18/日	192	58
サービス提供体制加算(Ⅲ)	以下のいずれかに該当 ①介護福祉士50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上30%以上	+6/日	64	20
夜間支援体制加算(Ⅱ)	①通常の配置に加え、0.9名以上の介護従事者、または宿直者を配置 ②見守り機器の導入割合が10% ③入居者の安全、サービスの質、職員の負担軽減を検討するための委員会の設置・運営	+25/日	267	81
口腔衛生管理体制加算	歯科医師、又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に口腔ケアに係わる技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合。	+30/月	320	96
認知症専門ケア加算Ⅰ	・認知症生活自立度Ⅲ以上の方が1/2以上 ・認知症介護実践リーダー研修を1名以上配置 ・認知症に関する留意事項の伝達又は技術指導会議を定期的実施 ・認知症ケアに関する専門性の高い看護師の配置	+3/日	32	10
認知症専門ケア加算Ⅱ	・上記の要件を満たし、かつ ・認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置 ・介護、看護職員ごとの研修計画を作成し実施 ・認知症ケアに関する専門性の高い看護師の配置	+4/日	42	13
栄養管理体制加算	管理栄養士が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的な助言や指導を行う。	+30/月	320	96
科学的介護推進体制加算	・データは少なくとも3ヶ月に1回は提出。 ・入力項目の定義の明確化や、他の加算と共通する項目の選択肢を統一化。 ・同一の利用者に複数の加算を算定する場合に、一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一	+40/月	427	129
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	Ⅱの要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の成果が確認されていること。 ・テクノロジーを複数台導入 ・介護助手等の活用	+100/月	1,068	321

生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	・利用者の安全、介護サービスの質確保、職員の負担軽減を講じたうえで、生産性向上の活動を継続的に実施。 ・1つ以上のテクノロジーを導入。 ・業務改善のデータ提出。	+10/月	106	32
----------------	--	-------	-----	----

<実績による加算>

項目	加算内容	単位数	費用額(10割)	利用者負担額(3割)
初期加算	入所した日から30日間を算定	+30/日	320	96
退居時相談援助加算	退居時に退居後のサービスについて相談援助を行った場合	+400/回	4,272	1,282
退居時情報提供加算	医療機関に退所する入居者について、退所後の医療機関に情報提供	+250/回	2,670	801
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	①医療機関との間で新興感染症の対応を連携する体制が整っている ②協力医療機関と新興感染症以外の感染症発生時の連携体制が整っている ③医療機関や医師会が主催する研修会に年1回以上参加	+10/月	106	32
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	医療機関から3年に1回以上感染制御に係る実地指導を受けている	+5/月	53	16
新興感染症等施設療養費	入居者等が新興感染症に感染し、施設でサービスを提供した場合、月1回連続して5日間まで算定	+240/日	2,563	769
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	①入居者総数の1/2以上が日常生活に必要な認知症状を有している。 ②認知症介護の指導に係る専門的な研修修了、または認知症ケアプログラムを含んだ研修修了者を1名以上配置し、複数の介護職員からなるチームを組んでいる。 ③対象者に対する評価を計画定期に行い、評価に基づくチームケアを実施。 ④認知症ケアについて、計画の作成、評価、振り返り、見直しを実施されている。	+150/月	1,602	481
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	上記①③④と認知症介護の専門的な研修修了者を1名以上配置し、複数の介護職員からなるチームを組んでいる。	+120/月	1,281	385
若年性認知症利用者受け入れ加算	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている	+120/日	1,281	385
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	医療提供施設の理学療法士等や医師からの助言体制の構築し、機能訓練指導員等が個別機能訓練計画を作成。	+100/月 ※3月に1回を限度	1,068	321
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	訪問、通所リハビリや医療機関の理学療法士等や医師が訪問を行う場合に算定。	+200/月	2,136	641
口腔・栄養スクリーニング加算	利用開始時及び利用中6月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認し、介護支援専門員に情報提供。	+20/回 ※6月に1回を限度	213	64

介護職員処遇改善加算

加算名	単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数に21.0%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数に22.8%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数に20.2%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数に22.0%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数に17.9%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数に14.9%を乗じた単位数

3. その他の料金

家賃	月額 70,000円 1日2300円 *月途中における入退居については日割り計算とします。 *入院期間中においては、家賃についてはお支払いいただきます。(3ヶ月以内に退院される見込みで継続して入居希望の方)
共益費	月額 10,000円 1日320円 *月途中における入退居については日割り計算とします。
光熱水費	月額 18,000円 1日590円 *月途中における入退居については日割り計算とします。 *入院期間中においては、月額でのお支払いとなります。
食事材料費	1日 1200円 朝食 300円 昼食 400円 夕食 400円 おやつ 100円
医療費	実費 協力医療機関である、共済会櫻井病院による往診を希望される方の医療費も、実費精算になります。
おむつ代	実費(※ 要介護3以上の方は、府中市から助成が受けられます。)
理美容代	実費
シーツ代	実費

令和8年6月1日現在

事業所名 グループホーム よつや正吉苑  
説明者

氏名

私は、本書面により、事業者から認知症生活協同介護についての料金の説明を受け、上記の内容に同意いたします。

令和 年 月 日

利用者 氏名

代理人 氏名

続柄

保証人 氏名

続柄

小規模多機能型居宅介護

料金表

よつや正吉苑

1. 基本料金 小規模多機能型居宅介護費 単位円/月

要介護区分	単位数	費用額(10割)	利用者負担(1割)
要介護1	10,458	113,260	11,326
要介護2	15,370	166,457	16,646
要介護3	22,359	242,147	24,215
要介護4	24,677	267,251	26,726
要介護5	27,209	294,673	29,468

2. 短期利用居宅介護

要介護区分	単位数	費用額(10割)	利用者負担(1割)
要介護1	572	6,194	620
要介護2	640	6,931	694
要介護3	709	7,678	768
要介護4	777	8,414	842
要介護5	843	9,129	913

3. 加算について  
1日単位で算定される加算 単位 円/日

項目	内容	単位数	費用額(10割)	利用者負担(1割)
初期加算	入所した日から30日間を算定	+30	324	33
看取り連携体制加算	・医師の診断があること ・方針に基づき登録者の状態又は家族の求めに応じ行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている ・看護職員配置加算(Ⅰ)を算定していること ・看護師との24時間連絡体制が確保されていること ・方針を定め利用開始の際に登録者又は家族に説明し同意を得ていること	+64	693	70

1ヶ月単位で算定される加算 単位 円/月

加算名	加算内容	料金	利用者負担(1割)	
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	医療提供施設の理学療法士等からの助言を受ける体制 介護支援専門員が生活機能向上の計画作成(変更)	+100	1,083	109
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	医療提供施設の理学療法士等と自宅に訪問し共同して評価を行う。介護支援専門員が生活機能向上の計画作成(変更)	+200	2,166	217
若年性認知症利用者受入加算	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること	+800	8,664	867
口腔・栄養スクリーニング加算	従業者が、6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、介護支援専門員に情報提供していること。	+20	216	22
科学的介護推進体制加算	・データは少なくとも3ヶ月に1回は提出。 ・入力項目の定義の明確化や、他の加算と共通する項目の選択肢を統一化。 ・同一の利用者に複数の加算を算定する場合に、一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一	+40	433	44
サービス提供体制強化加算Ⅰ	①②のいずれか該当 ①介護福祉士が70%以上配置 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	+750	8,122	813
サービス提供体制強化加算Ⅱ	介護福祉士が50%以上配置	+640	6,931	694
サービス提供体制強化加算Ⅲ	①②③のいずれか該当 ①介護福祉士が40%以上配置 ②勤続80%以上 ③勤続7年以上の職員30%以上	+350	3,790	379
看護職員配置加算Ⅰ	常勤専従の看護師を1名以上配置	+900	9,747	975
看護職員配置加算Ⅱ	常勤専従の准看護師を1名以上配置	+700	7,581	759
看護職員配置加算Ⅲ	看護職員を常勤換算方法で1名以上配置	+480	5,198	520

認知症加算(Ⅰ)	・実践リーダ研修修了者の配置 ・認知症自立度Ⅲ以上の方に対して専門的な認知症ケアの提供 ・職員に対して認知症ケアの留意事項伝達や技術指導の会議開催 ・認知症介護指導者研修修了者の配置 ・職種ごとの認知症ケア研修計画策定	+920	9,963	997
認知症加算(Ⅱ)	・実践リーダ研修修了者の配置 ・認知症自立度Ⅲ以上の方に対して専門的な認知症ケアの提供 ・職員に対して認知症ケアの留意事項伝達や技術指導の会議開催	+890	9,638	964
認知症加算(Ⅲ)	日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ、Ⅴに該当する方に算定	+760	8,230	823
認知症加算(Ⅳ)	要介護度2で日常生活自立度Ⅱに該当する方に算定	+460	4,981	499
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	(1)個別サービス計画が、利用者の心身の状況や環境の変化等を踏まえて多職種共同による随時見直しを行っている。 (2)地域活動への参加の機会が確保されている。 (4)地域住民等の相談体制。 (5)居宅サービス計画に生活支援サービス。 ※(6)以下は1つ以上実施 (6)地域住民等との連携による地域資源活用。 (7)障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と連携して世代間交流。 (8)地域住民や他事業所との共同研修会の実施。 (9)地域支援事業への参加。	+1200	12,996	1,300
総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	(1)個別サービス計画について、環境の変化を踏まえ多職種共同により随時適切に見直しされている。 (2)地域活動への参加の機会が確保されている。	+800	8,664	867
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	Ⅰの要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の成果が確認されていること。 ・テクノロジーを複数台導入 ・介護助手等の活用	+100	1,083	109
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	・利用者の安全、介護サービスの質確保、職員の負担軽減を講じたうえで、生産性向上の活動を継続的に実施。 ・1つ以上のテクノロジーを導入。	+10	108	11
訪問体制強化加算	担当する常勤の従業員を2名以上配置。提供月の延べ訪問回数が200回以上。	+1,000	10,830	1,083

\* 基本的には1か月ごとの包括費用(月額)ですが、月の途中で登録や終了した場合には、登録した期間に応じて日割りの料金をいただきます。登録日とは契約締結の日ではなく、サービスを実際に利用開始をした日、登録終了日とは、契約を終了した日です。

### 介護職員処遇改善加算

項目	単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数に17.1%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数に18.6%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数に16.8%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数に18.3%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数に15.6%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数に12.8%を乗じた単位数

### 3. その他の料金

食事の提供	1日 1,600円 朝食 300円 昼食 550円 夕食 650円 おやつ 100円
宿泊費	1泊2,400円(寝具リース料含む)
レクリエーション・行事活動などの費用	ご利用者の希望による趣味活動や行事等の外出、買い物等に係る費用は実費での精算となります。

\* 個人で使用する紙おむつ類、理美容代、寝具代等は実費精算になります。

事業所名 小規模多機能型居宅介護 よつや正吉苑  
説明者

氏名 森部 みどり

私は、本書面により、事業者から小規模多機能居宅介護についての料金の説明を受け、上記の内容に同意いたします。

令和 年 月 日

利用者 氏名

代理人 氏名

続 柄

小規模多機能型居宅介護

料金表

よつや正吉苑

1. 基本料金		小規模多機能型居宅介護費		単位円/月
要介護区分	単位数	費用額(10割)	利用者負担(2割)	
要介護1	10,458	113,260	22,652	
要介護2	15,370	166,457	33,292	
要介護3	22,359	242,147	48,430	
要介護4	24,677	267,251	53,451	
要介護5	27,209	294,673	58,935	

2. 短期利用居宅介護				単位円/月
要介護区分	単位数	費用額(10割)	利用者負担(2割)	
要介護1	572	6,194	1,239	
要介護2	640	6,931	1,387	
要介護3	709	7,678	1,536	
要介護4	777	8,414	1,683	
要介護5	843	9,129	1,826	

3. 加算について				単位 円/日	
1日単位で算定される加算					
項目	内容	単位数	費用額(10割)	利用者負担(2割)	
初期加算	入所した日から30日間を算定	+30	324	65	
看取り連携体制加算	・医師の診断があること ・方針に基づき登録者の状態又は家族の求めに応じ行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている ・看護職員配置加算(Ⅰ)を算定していること ・看護師との24時間連絡体制が確保されていること ・方針を定め利用開始の際に登録者又は家族に説明し同意を得ていること	+64	693	139	

1ヶ月単位で算定される加算				単位 円/月	
加算名	加算内容	料金	利用者負担(2割)		
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	医療提供施設の理学療法士等からの助言を受ける体制 介護支援専門員が生活機能向上の計画作成(変更)	+100	1,083	217	
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	医療提供施設の理学療法士等と自宅に訪問し共同して評価を行う。介護支援専門員が生活機能向上の計画作成(変更)	+200	2,166	434	
若年性認知症利用者受入加算	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること	+800	8,664	1,733	
口腔・栄養スクリーニング加算	従業者が、6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、介護支援専門員に情報提供していること。	+20	216	44	
科学的介護推進体制加算	・データは少なくとも3ヶ月に1回は提出。 ・入力項目の定義の明確化や、他の加算と共通する項目の選択肢を統一化。 ・同一の利用者に複数の加算を算定する場合に、一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一	+40	433	87	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	①②のいずれか該当 ①介護福祉士が70%以上配置 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	+750	8,122	1,625	
サービス提供体制強化加算Ⅱ	介護福祉士が50%以上配置	+640	6,931	1,387	
サービス提供体制強化加算Ⅲ	①②③のいずれか該当 ①介護福祉士が40%以上配置 ②常勤職60%以上 ③勤続7年以上の職員30%以上	+350	3,790	758	
看護職員配置加算Ⅰ	常勤専従の看護師を1名以上配置	+900	9,747	1,950	
看護職員配置加算Ⅱ	常勤専従の准看護師を1名以上配置	+700	7,581	1,517	
看護職員配置加算Ⅲ	看護職員を常勤換算方法で1名以上配置	+480	5,198	1,040	

認知症加算(Ⅰ)	・実践リーダー研修修了者の配置 ・認知症自立度Ⅲ以上の方に対して専門的な認知症ケアの提供 ・職員に対して認知症ケアの留意事項伝達や技術指導の会議開催 ・認知症介護指導者研修修了者の配置 ・職種ごとの認知症ケア研修計画策定	+920	9,963	1,993
認知症加算(Ⅱ)	・実践リーダー研修修了者の配置 ・認知症自立度Ⅲ以上の方に対して専門的な認知症ケアの提供 ・職員に対して認知症ケアの留意事項伝達や技術指導の会議開催	+890	9,638	1,928
認知症加算(Ⅲ)	日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ、Ⅴに該当する方に算定	+760	8,230	1,646
認知症加算(Ⅳ)	要介護度2で日常生活自立度Ⅱに該当する方に算定	+460	4,981	997
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	(1)個別サービス計画が、利用者の心身の状況や環境の変化等を踏まえて多職種共同による随時見直しを行っている。 (2)地域活動への参加の機会が確保されている。 (4)地域住民等の相談体制。 (5)居宅サービス計画に生活支援サービス。 ※(6)以下は1つ以上実施 (6)地域住民等との連携による地域資源活用。 (7)障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と連携して世代間交流。 (8)地域住民や他事業所との共同研修会の実施。 (9)地域支援事業への参加。	+1200	12,996	2,600
総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	(1)個別サービス計画について、環境の変化を踏まえ多職種共同により随時適切に見直しされている。 (2)地域活動への参加の機会が確保されている。	+800	8,664	1,733
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	Ⅱの要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の成果が確認されていること。 ・テクノロジーを複数台導入 ・介護助手等の活用	+100	1,083	217
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	・利用者の安全、介護サービスの質確保、職員の負担軽減を講じたうえで、生産性向上の活動を継続的に実施。 ・1つ以上のテクノロジーを導入。	+10	108	22
訪問体制強化加算	担当する常勤の従業員を2名以上配置。提供月の延べ訪問回数が200回以上。	+1,000	10,830	2,166

\* 基本的には1か月ごとの包括費用(月額)ですが、月の途中で登録や終了した場合には、登録した期間に応じて日割りの料金をいただきます。登録日とは契約締結の日ではなく、サービスを実際に利用開始をした日、登録終了日とは、契約を終了した日です。

介護職員処遇改善加算

項目	単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数に17.1%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数に18.6%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数に16.8%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数に18.3%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数に15.6%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数に12.8%を乗じた単位数

3. その他の料金

食事の提供	1日 1,600円 朝食 300円 昼食 550円 夕食 650円 おやつ 100円
宿泊費	1泊2,400円(寝具リース料含む)
レクリエーション・行事活動などの費用	ご利用者の希望による趣味活動や行事等の外出、買い物等に係る費用は実費での精算となります。

\* 個人で使用する紙おむつ類、理美容代、寝具代等は実費精算になります。

事業所名 小規模多機能型居宅介護 よつや正吉苑  
説明者

氏名 森部 みどり

私は、本書面により、事業者から小規模多機能居宅介護についての料金の説明を受け、上記の内容に同意いたします。

令和 年 月 日

利用者 氏名

代理人 氏名

続 柄

小規模多機能型居宅介護

料金表

よつや正吉苑

1. 基本料金		小規模多機能型居宅介護費		単位円/月	
要介護区分	単位数	費用額(10割)	利用者負担(3割)		
要介護1	10,458	113,260	33,978		
要介護2	15,370	166,457	49,938		
要介護3	22,359	242,147	72,645		
要介護4	24,677	267,251	80,176		
要介護5	27,209	294,673	88,402		

2. 短期利用居宅介護				単位円/日	
要介護区分	単位数	費用額(10割)	利用者負担(3割)		
要介護1	572	6,194	1,859		
要介護2	640	6,931	2,080		
要介護3	709	7,678	2,304		
要介護4	777	8,414	2,525		
要介護5	843	9,129	2,739		

3. 加算について		1日単位で算定される加算		単位 円/日	
項目	内容	単位数	費用額(10割)	利用者負担(3割)	
初期加算	入所した日から30日間を算定	+30	324	98	
看取り連携体制加算	・医師の診断があること ・方針に基づき登録者の状態又は家族の求めに応じ行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けていること ・看護職員配置加算(Ⅰ)を算定していること ・看護師との24時間連絡体制が確保されていること ・方針を定め利用開始の際に登録者又は家族に説明し同意を得ていること	+64	693	208	

1ヶ月単位で算定される加算				単位 円/月	
加算名	加算内容	単位数	料金	利用者負担(3割)	
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	医療提供施設の理学療法師等からの助言を受ける体制 介護支援専門員が生活機能向上の計画作成(変更)	+100	1,083	325	
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	医療提供施設の理学療法師等と自宅に訪問し共同して評価を行う。介護支援専門員が生活機能向上の計画作成(変更)	+200	2,166	650	
若年性認知症利用者受入加算	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること	+800	8,664	2,600	
口腔・栄養スクリーニング加算	従業者が、6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、介護支援専門員に情報提供していること。	+20	216	65	
科学的介護推進体制加算	・データは少なくとも3ヶ月に1回は提出。 ・入力項目の定義の明確化や、他の加算と共通する項目の選択肢を統一化。 ・同一の利用者に複数の加算を算定する場合に、一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一	+40	433	130	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	①②のいずれか該当 ①介護福祉士が70%以上配置 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	+750	8,122	2,437	
サービス提供体制強化加算Ⅱ	介護福祉士が50%以上配置	+640	6,931	2,080	
サービス提供体制強化加算Ⅲ	①②③のいずれか該当 ①介護福祉士が40%以上配置 ②常勤職60%以上 ③勤続7年以上の職員30%以上	+350	3,790	1,137	
看護職員配置加算Ⅰ	常勤専従の看護師を1名以上配置	+900	9,747	2,925	
看護職員配置加算Ⅱ	常勤専従の准看護師を1名以上配置	+700	7,581	2,275	
看護職員配置加算Ⅲ	看護職員を常勤換算方法で1名以上配置	+480	5,198	1,560	

認知症加算(Ⅰ)	・実践リーダー研修修了者の配置 ・認知症自立度Ⅲ以上の方に対して専門的な認知症ケアの提供 ・職員に対して認知症ケアの留意事項伝達や技術指導の会議開催 ・認知症介護指導者研修修了者の配置 ・職種ごとの認知症ケア研修計画策定	+920	9,963	2,989
認知症加算(Ⅱ)	・実践リーダー研修修了者の配置 ・認知症自立度Ⅲ以上の方に対して専門的な認知症ケアの提供 ・職員に対して認知症ケアの留意事項伝達や技術指導の会議開催	+890	9,638	2,892
認知症加算(Ⅲ)	日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ、Ⅴに該当する方に算定	+760	8,230	2,469
認知症加算(Ⅳ)	要介護度2で日常生活自立度Ⅱに該当する方に算定	+460	4,981	1,495
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	(1)個別サービス計画が、利用者の心身の状況や環境の変化等を踏まえて多職種共同による随時見直しを行っている。 (2)地域活動への参加の機会が確保されている。 (4)地域住民等の相談体制。 (5)居宅サービス計画に生活支援サービス。 ※(6)以下は1つ以上実施 (6)地域住民等との連携による地域資源活用。 (7)障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と連携して世代間交流。 (8)地域住民や他事業所との共同研修会の実施。 (9)地域支援事業への参加。	+1200	12,996	3,899
総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	(1)個別サービス計画について、環境の変化を踏まえ多職種共同により随時適切に見直しされている。 (2)地域活動への参加の機会が確保されている。	+800	8,664	2,600
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	Ⅱの要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の成果が確認されていること。 ・テクノロジーを複数台導入 ・介護助手等の活用	+100	1,083	325
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	・利用者の安全、介護サービスの質確保、職員の負担軽減を講じたうえで、生産性向上の活動を継続的に実施。 ・1つ以上のテクノロジーを導入。	+10	108	33
訪問体制強化加算	担当する常勤の従業員を2名以上配置。提供月の延べ訪問回数が200回以上。	+1,000	10,830	3,249

\* 基本的には1か月ごとの包括費用(月額)ですが、月の途中で登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りの料金をいただきます。登録日とは契約締結の日ではなく、サービスを実際に利用開始をした日、登録終了日とは、契約を終了した日です。

介護職員処遇改善加算

項目	単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数に17.1%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数に18.6%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数に16.8%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数に18.3%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数に15.6%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数に12.8%を乗じた単位数

3. その他の料金

食事の提供	1日 1,600円 朝食 300円 昼食 550円 夕食 650円 おやつ 100円
宿泊費	1泊2,400円(寝具リース料含む)
レクリエーション・行事活動などの費用	ご利用者の希望による趣味活動や行事等の外出、買い物等に係る費用は実費での精算となります。

\*個人で使用する紙おむつ類、理美容代、寝具代等は実費精算となります。

事業所名 小規模多機能型居宅介護 よつや正吉苑  
説明者

氏名 森部 みどり

私は、本書面により、事業者から小規模多機能型居宅介護についての料金の説明を受け、上記の内容に同意いたします。

令和 年 月 日

利用者 氏名

代理人 氏名

続柄